北谷町新型コロナウイルス感染症 拡大防止対応ガイドライン

令和2年8月20日 第1版

(一社)北谷町観光協会 北谷町商工会 北谷町飲食業組合 北谷町漁業協同組合 美浜アメリカンビレッジ事業者会 (一社)デポアイランド通り会

もくじ

1.	はじめに	P3
2.	本ガイドラインについて	P4
3.	北谷町観光協会における取り組み	P5 – P6
4.	共通事項	P7 – P13
5.	お客様の安全を守るための取り組み	P14 - P19
6.	従業員の安全を守るための取り組み	P20 - P28
7.	共通事項・基本情報	P29 - P36
8.	安全を守るための取り組み	P37 – P40
9.	共通事項・感染症に備えた事業継続計画の策定	P41
10.	さいごに	P42
11	事業種別安全を守るための取り組み	P43 - P54

はじめに

近年、北谷町は美浜アメリカンビレッジを中心に、国内外からの観光客で賑わう県内屈指の観光地として、本県観光の推進を支えてきました。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、国内外からの訪問客の激減でこれまでにない苦境に立たされております。また、県内においては米軍関連の集団感染発生という他都道府県とは異なる社会的環境の影響とあわせ、市中感染の拡大、県による緊急事態宣言の発出など、順調に推移してきた観光産業にも先の見えない不安が長く黒い影を落としています。

withコロナという新しい常識の中で、この苦境を町内観光関連事業者が一丸となって乗り越え、観光関連産業の再起を図ることを目的に「北谷町新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」を作成し、統一した指針のもとに町全体で取り組んでまいります。訪れる人も、働く人も安心して過ごせる観光エリアとして、国内外から選ばれる「安全・安心な北谷町」の形成を目指します。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国や県の指針に則り、日本産業衛生学会や各種業種別ガイドラインを参照し、国民の生命を守るために「感染者数を抑えること」及び「医療提供体制や社会機能の維持」が重要事項と捉え、「3密の回避」や「基本的な感染症対策」の徹底を図ることを基本に、北谷町内の事業者に必要な感染症拡大防止対応をわかりやすく取りまとめました。また、沖縄県で取り組む「新しい生活様式」を踏まえ、各事業者ごとに、より具体的なポイントについても抜粋して記載しております。

本ガイドラインの内容につきましては、今後の情勢や、国、県の取り組み方針の変更等に伴い随時見直しを図りつつ、北谷町独自の取り組み等も盛り込みながら、町全体でwithコロナ期を乗り越える行動指針として掲げ「安全・安心」の強化を図ります。

北谷町観光協会における取り組み

北谷町観光協会では新型コロナウイルス感染症に関する以下の取り組みを実施または予定

- ★新型コロナウイルス感染症対策事業補助金
 - 北谷町役場から北谷町商工会へ200万(6月)、北谷町観光協会へ300万(5・8月)
 - ⇒各会員や町内事業者へ非接触式体温計、アルコール消毒液、フェイスシールド、マウスシールドなどを配布
- ★感染症感染拡大防止対策チラシ作成(8月)
- ★北谷町新型コロナウイルス感染症拡大防止対応ガイドラインの作成(8月) 今後対象者への説明会などを実施していく
- ★アメリカンビレッジ中央ロエントランスゲート看板への、感染症拡大防止対策の協力を呼びかけるメッセージの掲示(9月予定)
- ★桑江交差点、北谷地域振興センター向かいに感染拡大防止対策への協力を呼びかける る懸垂幕の掲示(9月予定)

北谷町観光協会における取り組み

(感染症拡大防止対策チラシ)

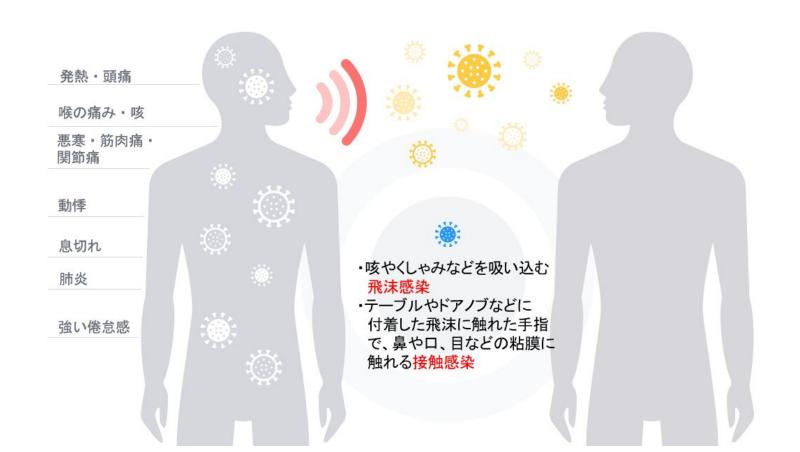


町内関連事業者各店舗等に配布し、 入口などに掲示することにより、統一し た指針の下での対策強化をアピール する。

【ポイント】

- ★各事業体で積極的に会員(組合) 組織に取り組み強化の呼びかけを 行うことにより、北谷町全域での 感染症拡大防止対策を実施するこ とができる
- ★各対策のチェックボックスに、 自社が取り組む対策にチェック をすることで、より具体的な対 策を示すことができる

新型コロナウイルスの感染の仕組みと症状



3つ密の回避

多数が集まる密集場所

- ★十分な距離を取る。 1メートルから2メートル
- ★大声を出さない。可能な限り 会話をつつしむ
- ★マスクを着用する

間近で会話や発声をする密接 場面

- ★十分な距離を取る。 1メートルから2メートル
- ★席をひとつ空けて座る
- ★対面を避ける
- ★マスクを着用する



換気の悪い密閉空間

- ★窓やドアを開け、 こまめに換気をする 目安としては1時間 に1回、10分程度
- ★規模の大きな施設は 30分おきの換気が望 ましい

※屋外で間隔があけられればマスクは外してもよい

基本的な感染防止対策①



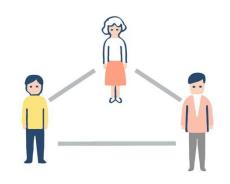
マスクの着用

- ★外出時、屋内にいる ときや会話をする ときは、症状がなく てもマスクを着用する ★大声を出さない
 - ※屋外で間隔があけられればマスクは外してもよい



手洗いなどの手指衛生

- ★水と石鹸で30秒程度 かけて丁寧に洗う
- ★こまめなアルコール 系消毒剤(70%以上) の使用



人と人との距離の確保

- ★十分な距離を取る。 1メートルから2メートル
- ★席をひとつ空けて座る
- ★対面を避ける

基本的な感染防止対策②





- ★接触感染、飛沫感染を 防ぐ
- ★パーテーションが従業 員や顧客に触れないよ うに気をつける



入店時の手指消毒

- ★顧客の目につく場所に アルコール系消毒剤 (70%以上)を設置する
- ★マスクの着用と併せて 手指消毒の実施の協力 を呼び掛ける



共用ツールの使いまわし の禁止

★共用ツールは衛生管理 を徹底し、接触感染を 防ぐ取り組みをする

基本的な感染防止対策③



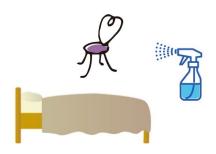
ビュッフェ形式のお願い

★飛沫感染、接触感染を 防ぐために、お客様に マスクと手袋の着用を 求める



テーブル・椅子の消毒

★お客様が直接触れる箇 所は、入れ替わる都 度、消毒の徹底を図る



ベッド・椅子の消毒

★お客様が使用後、また は入れ替わる都度消毒 の徹底を図る

基本的な感染防止対策④



毎日の従業員の健康チェック

★出勤前、出勤後、休憩時など、定期的に体温のチェックや、体調観察を行う



頻繁な換気

- ★こまめに室内の空気の 入れ替えを行う。目安 としては1時間ごとに 10分程度
- ★可能であれば2方向の 窓を開けるなど、空気 の流れを作る

守るべき大切なこと



自分自身と大切な人の命を 守る行動

- ★日々の体調・行動のチェック
- ★新型コロナウイルスを持ち込 まない、持ち出さない、拡げ ない
- ★3つの密の回避、基本的な感 染対策の徹底



医療提供体制の維持

- ★冷静な対処
- ★3つの密の回避、 基本的な感染対策の 徹底
- ★新しい生活様式の 実践



社会活動の維持

- ★ガイドラインに基づ いた防疫体制強化
- ★ニューノーマルに則 した新たな取り組み

お客様の安全を守るための取り組み①

【入店時】

- ・店舗入り口や手洗い場に、手指消毒用アルコール消毒剤(アルコール70%以上が望ましい)を設置する。また、お客様に発熱や咳など体調不良の際には入店 や店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。入店時に非接触型の体温計 で体温測定を行うのも良い。
- 店舗入り口及び店内に、マスクの着用をお願いする旨掲示する。食事を提供する店舗では、食事中以外はマスクの着用をお願いする。
- ・飛沫感染・接触感染を防ぐために十分な間隔を取ることをが重要であることの 理解を求め、店内が混み合う場合は入店を制限する。
- ・入店の際やブッフェ、テイクアウト、レジなど順番待ちをする際には、各人が 最低1m以上の間隔を空けるように誘導する。床に間隔を示すテープを貼るなど の工夫をする。
- ・順番待ちなどを避けるために、整理券の配布、または事前予約制度の導入など 行列や密を作らない方法を工夫する。

お客様の安全を守るための取り組み②

【客席】

- ・テーブルは、飛沫感染予防のためにパーテーションで仕切るか、最低1m以上の間隔を空ける。
- ・横並びで座れる座席の配置に配慮し、向かい合う場合は真正面で対面する配置 を避ける。
- ・カウンター席は密着しないように、座席ごとに適度なスペースを空ける。
- ・少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がい者など、理由があり 対面を希望する場合は可能としてもいいが、他グループとの相席は避ける。
- ・グループ間の安全を確保するために、他のグループとは最低1m以上の間隔を 空け、大声での会話がある際には注意を促す。
- ・待合場所の座席も、隣り合う同士が密にならないように、ひと席分の間隔を空ける

お客様の安全を守るための取り組み③

【サービスなど】

- ・テーブルサービスで注文を受ける際は、お客様の側面に立ち、可能な範囲で 間隔を保つ。
- ・お客様が入れ替わる都度、使用したテーブルやカウンター、メニューなどを 消毒する。
- ・カウンターなどでは可能な範囲で従業員とお客様との間隔を保ち、注文を受ける際などはお客様の正面に立たないように注意する。
- ・サービスの際にお客様と会話が発生することから、従業員のマスクの着用の ほか、仕切りの設置などを工夫する。
- ・個室を使用する場合は、十分な換気を行うとともに、入れ替わりの都度消毒を 行う。

お客様の安全を守るための取り組み③

【サービスなど】

- ・カラオケなどがある場合は、歌うお客様にもマスク(適宜フェイスシールド) の着用を促す。歌う人とそれ以外の人の距離を十分に確保する。
- マイクを使用する際には、お客様ごとにマイクを替えるもしくは都度消毒を 行う。
- ・お客様の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面 の間自粛する。実施する場合は、人の密集を避け、大声を出さずに、客席と ステージの距離(原則2m)の確保を行う。

お客様の安全を守るための取り組み④

【食事の提供】

- ・大皿は避けて、料理は個々に提供する。 従業員が取り分けるなど工夫する。
- ・ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、 利用者の飛沫がかからないよう マスクの着用と共に食品・ドリンクを保護する。 トングやトレイ等は頻繁に消毒もしくは交換する、またはお客様に手袋の着用を促す。
- ・お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは 避けるよう、業態に応じ、掲示等で注意喚起をする。
- ・使用する食器類は、使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底する。



お客様の安全を守るための取り組み(5)

【会計処理】

- ★会計処理にあたる場合は、可能な限り電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合は、手渡しで受け取らず、コイントレイ(キャッシュトレイ)などを使用する。
- ★会計の都度手指を消毒し、コイントレイも定期的に消毒する。
- ★飛沫を防止するために、レジとお客様の間にアクリル板等の仕切りを設置する など工夫する。



従業員の安全を守るための取り組み①

- ★個人でできる健康管理の徹底(手洗い・うがいの励行、規則正しい生活など)
- ★出勤前に検温を行い、発熱、だるさ、息苦しさなどの症状があれば出勤を見合わせる。
- ★家族に感染者や感染が疑われる人がいる場合は、出勤を見合わせ、最寄りの医療 機関に連絡を入れ、その指示に従う。職場には電話などで状況報告を行う。
- ★従業員及び各事業所に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前の検温、体調確認を徹底し、体調不良者については直ちに上司など責任者に伝え、その指示に従う。 責任者は速やかに対象従業員の担当を外し、自宅で静養させる等の措置をとる。
- ★従業員及び各事業に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前に手洗いまたは 手指消毒を徹底する。
- ★感染リスクを低減するため、常に一定の対人距離を保つ。
- ★ユニフォームについては、こまめに洗濯を行い、清潔に保つ。

従業員の安全を守るための取り組み②

- ★感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- ★店舗ではマスクやフェイスシールドなどを適宜着用し、頻繁に適切な手洗いを徹底する。
- ★従業員には社内・店舗の方針や正確な情報を常に共有し、正しい認識のもと業務 にあたる職場環境整備を行う。
- ★休憩時間を分散し、一度に休憩する人数を減らす。対面での食事は避け、会話などは十分な距離を取って行う。
- ★休憩スペースは常時換気することに努める。また、休憩スペースで共有する物品、 設備などは、定期的に消毒する。
- ★休憩スペース等を使用する場合は、入退室の前後に手洗い、手指消毒などを行う。
- ★常日頃から従業員が休みを取りやすい環境整備を行い、万が一の際に適切な行動が取られるよう、危機に備えた体制づくりを行う。
- ★万が一に備え、日頃から自分の行動履歴は記録するように心がける。

従業員編~感染が疑わしい場合~

- ★あらゆる想定の下、事業主は事前に産業医や医療専門家等に相談し、どのように対処するか検討、マニュアルの作成を行っておくことが理想。それが間に合わない場合、以下の内容で対応するよう従業員にも周知する。また、発熱があっても必ずしも新型コロナウイルスとは限らないことから、常に冷静な対処を心がける
 - 発熱(37.5度以上の熱)がわかった時点で上司に相談・報告。
 - ・出勤前の場合は自宅待機。出勤後の場合は速やかに帰宅する。
 - ・対象者は<u>直接医療機関には行かない。</u>中部地区医師会の新型コロナウイルス問診サイト(※ 29ページ参照)で質問に答え、適宜対応する。
 - ⇒ここで保健所へ連絡が必要かどうかある程度の判断ができる
 - ・症状が感染症と判断されなかった場合は、十分に静養しながら経過観察を行い、 症状が悪化した場合はかかりつけ医や保健所に速やかに連絡する。
 - ・職場(上司)には毎日、経過報告を行う。

【雇用主·上司等】

STEP1

- ★従業員の体調に留意し、正確な状況を把握するとともに、パニックにならずに 冷静に以下の対応を行う
- ・出勤前であれば自宅待機指示→その後の症状を踏まえ相談窓口、保健所に相談 するように促す。
- 出勤後の発熱であれば速やかに帰宅指示を出す。
- 医療機関に直接行くことは避ける。最寄りの相談窓口に相談する。
- ・帰宅は公共交通機関の利用を避け、十分な配慮をした上で自家用車などでの 帰宅を促す※その際、迎える人は運転手一人に限り、マスク着用など感染予防 対策を十分に行うよう依頼する。帰宅後の車両の消毒清掃なども注意喚起する。
- 対象従業員が触れた箇所や待機した部屋は、換気を行い、十分な消毒清掃を行う。

【雇用主·上司等】

STEP2

- ★他の従業員のケア
- ・職場内における感染拡大も踏まえ、速やかに主管部門に情報共有を行う。
- ・発熱した対象従業員の同僚などがパニックにならないよう、正確な状況の共有を行うとともに、対象従業員と接触のあった従業員は大事を取って自宅待機とする。

STEP3

★対象従業員の感染が確定した場合

- ・判断が確定したら保健所の指示(法的入院、就業制限等)に従うとともに、 本人からの報告を受けた所属長は総務担当者へ連絡する。
- ・保健所から濃厚接触者と決定された他の従業員は、保健所の指示に従うともに、 所属長は該当職員の行動範囲を把握するよう取り組む。該当者の発症前48時間 の行動履歴が求められることから、日頃からの記録を意識する。
- ・基本的に濃厚接触者も、感染者が判明した日から14日間の自宅待機となる。

【雇用主·上司等】

STEP3(前頁からの続き)

- 自宅待機期間中は待機従業員の日々の健康観察のチェックを行う。
- •対象従業員、濃厚接触者対象従業員が発熱•咳などの症状が出た場合、発病に 係る手順の指示を行う。
- ・自宅待機対象従業員(部下)との日々のコミュニケーションを図り、不安や恐怖などで心身共に不調にならないようサポートに努める。
- 発症者が責められることがないよう、周囲に理解を求め、職場として十分なケアを行う。

【雇用主·上司等】

STEP4

- ★職場復帰に向けたサポート
- •10日間の経過観察後、症状が72時間なければ職場復帰となる。その際は主治医に職場復帰の可否を判断してもらう。ただし、入院の場合は病院の指示に従う。
- ・回復した従業員の要望を尊重し、職場復帰のタイミングや、当面の間業務量を 減らすなどの対応を行う。
- ・復帰の期日を決め、本人の同意のもとに職場や同僚に十分な説明を行い、復帰 に向けた受入態勢準備への理解を求める。
- ・復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を十分に保つ、不要不急の外出は控えるなどの感染予防対策を行うよう指示し、体調不良を認める際には出社させないようにする。

従業員編~同居家族の場合

- ★同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合
- ・同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に 連絡する。
- ・保健所の指示に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認する。また、接触を 必要最小限にとどめるようにする。
- ・従業員本人に発熱等の症状が出ていない場合には、マスクを着用した上での 出勤は可能だが、風邪等症状が出た場合には出勤を取りやめ、所属長に連絡 する。
- ★同居家族等が濃厚接触者になった場合
- ・同居家族等が濃厚接触者であるとわかった時点で、直ちに所属長へ連絡する。
- ・保健所からの指示事項に従い、判明した日から14日間の自宅待機となる。
- ・体温測定を毎日実施し、体調とともに記録する。

従業員編~同居家族の場合

【共通事項】(前頁からの続き)

- ★同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合
- ・同居家族等に風邪のような症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを 着用したうえで出勤し、所属長にその旨を伝える。自宅でも感染予防措置 (マスク、手洗いなど)を徹底する。
- ・同居家族等の症状が改善するか、受信の結果感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝える。
- ★同居家族等の感染が確定した場合
- ・直ちに所属長に連絡するとともに、他社との接触を避ける。自宅でわかった場合には 出勤しない。所属長は総務総務担当者へ報告する。勤務中にわかった場合は速やかに 所属長に報告し、帰宅する。
- ・感染が判明した日から、14日間の自宅待機とする。
- 保健所へ連絡し、指示に従う。また、その指示事項を所属長に伝える。
- 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録する。

基本情報~相談窓口

中部地区医師会PCR検査システム※中部地区住民対象

中部地区医師会では、中部地区住民を対象に、発熱や渡航歴、接触歴等により新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状のある方が、検査が必要かどうかを問診に答えることにより、迅速・安全・効率的に判断するシステムを開発しています。

検査が必要な場合には、診察、検体採取を行う医療機関(中部地区の協力医療機関) を紹介する流れになっています。なお、紹介となった場合は必ず医療機関への 電話予約が必要となります。※直接医療機関には行かない

中部地区医師会HP

https://www.chubu-ishikai.or.jp/cma_public/

問診サイト QRコード



基本情報~相談窓口

症状・予防策の相談は...

沖縄県運営のコールセンター(電話番号:098-866-2129)24時間対応

感染の疑いがある場合は...

北部保健所(電話番号: 0980-52-5219)

中部保健所(電話番号: 098-938-9701)

南部保健所(電話番号: 098-889-6591)

宮古保健所(電話番号: 0980-73-5074)

八重山保健所(電話番号: 0980-82-4891)

那覇市保健所(電話番号: 098-853-7971)



日頃から近隣医療機関と密に連携 を取り、専門的なアドバイスをもらえ るよう関係性の構築を図る

基本情報~相談窓口

★県のコールセンター、保健所では以下の内容が確認される。日頃から検温の 記録や、行動履歴を残し、正確な情報の提供に心がける 《想定される確認事項》



・現在の症状

熱は何度か?何日以上続いているのか?咳や倦怠感など

・状況の確認

症状が出る前にどんな行動をしたのか。症状が出てから 出勤したか、どのくらいの人と接触があったか

・医療機関への相談 かかりつけ医には相談したかなど

★電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関一覧 https://www.mhlw.go.jp/content/000633807.pdf



濃厚接触者とは

「濃厚接触者」とは「患者(確定例)」の感染可能期間

- (※新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間)の接触者のうち、次の範囲に該当する場合を指します。(国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日更新)
- 1. 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 2. 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 3. 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた 可能性が高い者
- 4. 手で触れられる距離(目安1メートル)で、必要な感染予防策なしで 患者(確定例)と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の 状況等、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断)

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf



感染した従業員の職場復帰の目安

- ★原則として、国が定める基準(PCR検査による陰性確認)を満たしたあとに退院となる。※
- ★軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合にも、これに準じた取り扱いとなり、保健所の判断によって療養が終わり、就業制限が解除される。自己判断は決してしないこと。
- ★最終的な勤務開始日は、産業医に確認したうえで決定となる。治療の 経過を踏まえて、一定の経過観察期間(在宅勤務や自宅待機等)を儲ける場合がある。
- ※退院の条件等は、その時の病床数の確保や感染者数の状況により 変更される可能性もある。保健所の判断に従う。



感染後の職場復帰の目安(前頁からの続き)

【参考】日本産業衛生学会による 「感染した従業員の職場復帰の目安」 職場復帰の目安は、次の(1)および(2)の両方の条件を満たすこと

- (1)発症後に少なくとも10日が経過している
- (2)薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状*消失後に 少なくとも 72時間が経過している
 - *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤のこと
 - **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの症状



新型コロナウイルス感染症との診断に至らない症状の場合 【参考】日本産業衛生学会による

「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」 職場復帰の目安は、次の(1)および(2)の両方の条件を満たすこと

- (1)発症後に少なくとも8日が経過している
- (2)薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状*消失後に 少なくとも3日が経過している
 - *解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤のこと
 - **咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの症状

8日が経過している:発症日を0日として8日間のこと

3日が経過している:解熱日・発症消失日を1日として3日間のこと



沖縄に住んでいる外国人への案内

★公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、沖縄県内に住む在住 外国人に向けて、新型コロナウイルスの情報を多言語で発信しています。 COVID-19多言語情報ポータル

https://kokusai.oihf.or.jp/covid-19/

沖縄に観光で来ている外国人への案内

★沖縄観光情報WEBサイト「おきなわ物語」では、観光で沖縄を 訪れた外国人観光客向けに8カ国語対応で新型コロナウイルスに 関する情報を発信しています。

おきなわ物語

https://www.okinawastory.jp/notice/tour_style

日本政府観光局(JNTO)※外国人観光客への緊急時案内

Japan Visitor Hotline 電話番号: 050-3816-2787

対応時間:365日、24時間対応言語:英語·中国語·韓国語·日本語 緊急時案内(病気·事故等)、災害時案内、一般観光案内

安全を守るための取り組み(職場・店舗等)

【共通事項】

- ★店内(事務所内・客席など)は適切な換気設備の設置および換気設備の点検を 行い、徹底した換気を行う(窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など)
- ★店内清掃を徹底し、ドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、 多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒剤などで清拭・清掃する。
- ★テーブル、イス、メニュー、タッチパネル、卓上ベル等、お客様が直接触れる 設備・物品等に関しては、お客様が入れ替わる都度、アルコール消毒剤などで 清拭を行う、もしくは用具の交換を行う。
- ★お客様の利用する卓上には、基本的には何も置かないのが望ましい。撤去が難しい場合には、お客様が入れ替わる都度、アルコール消毒剤などで清拭、もしくは用具の交換を行う。
- ★階段・エスカレーターの手すり・エレベーターのボタンなどは定期的にアルコール 消毒剤などで清拭する。

安全を守るための取り組み(職場・店舗等)

【共通事項】(前頁の続き)

- ★店内の一か所にお客様が集まらないように留意する。分散が図れる空間づくりを 工夫する。
- ★厨房などを有する店舗は、調理設備・器具を台所洗剤(界面活性剤)で清拭し、 作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ★感染防止対策等に必要な物資(消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、およびそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等)をリスト化し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手ができるよう予め手配をしておく。平時から使用した分はその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄することが望ましい(ローリングストック)。
- ★食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理は、マスク・手袋を 着用して、回収し、ビニール袋等に密封して縛り処分する。使用したマスクや手袋 は処分し、必ず手を洗う。
- ★ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。また交換に十分な枚数を支給する。
- ★日ごろから従業員が休みやすい環境の整備、危機に備えた体制づくりに努める。

安全を守るための取り組み(トイレ・洗面台)

- ★新型コロナウイルスに感染した人がトイレを使用する際、排泄物からウイルスを 排出する可能性があることから、トイレ内での接触感染に十分に気をつけるよう 周知する
- ★トイレ清掃後、除菌作業が行われたことを示すためのサインを掲示するのも有効 (例:はがせる除菌済シールなどを貼る)
- ★ドアノブ・蛇口・手洗いシンク等は、定期的に消毒清拭・清掃を行う。
- ★汚物を流す際は、トイレの蓋を閉めて流すように表示する。
- ★トイレを使用中、不用意に目・鼻・口を触る、スマホを触るなどの行為がないよう に呼びかける。

安全を守るための取り組み(トイレ・洗面台)

- ★こまめな清掃ができない場合、シャワートイレの利用を一時停止する。 もしくは利用できる箇所を限定する
- ★石けんによる手洗いや、備え付けの手指用消毒液の使用について呼びかける メッセージカードや掲示物を設置する
- ★ハンドドライヤーを止め、ペーパータオルを設置する。
- ★不特定多数の人が触れるような物品は置かない。撤去が 難しい場合には、頻繁にアルコール消毒剤などで清拭を 行う。



感染症に備えた事業継続計画の策定

- ★withコロナ期の対応や、将来起こるであろう新たな感染症の脅威に備え、事業者は企業や職場で迅速な意思決定が可能な、感染症対策の体制を確立し、従業員やお客様等を守る感染防止策を実施することが大切である
 - (1)感染症発生時の事業継続の検討・計画策定を行う
 - (2) 定期的に従業員に対する教育・訓練を実施する
 - (3)事業継続計画は点検・見直しを行い、都度具体的なものにしていく

事業継続計画を基に企業や組織全体で感染症対策に取り組むことで、危機時の初動 に強いより強固な企業形成につながる

参考資料(経済産業省·中小企業庁HP)

事業継続計画書関連資料

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/

さいごに

本ガイドラインは、(一社)北谷町観光協会、北谷町商工会、北谷町飲食業組合、 北谷町漁業協同組合、美浜アメリカンビレッジ事業者会、(一社)デポアイランド通り会、6者が共同で作成し、各事業者ごとでの取り組みの徹底を図ってまいります。 今後の新型コロナウイルスの状況に沿った書き換えや追記等に関しては、(一社) 北谷町観光協会が主管となり、他5者と内容を精査しながら、随時行うものといたします。

作成元 : (一社)北谷町観光協会、北谷町商工会、北谷町飲食業組合、

北谷町漁業協同組合、美浜アメリカンビレッジ事業者会、

(一社)デポアイランド通り会

作成協力:株式会社サンダーバード

作成日:令和2年8月20日

本ガイドラインについてのお問い合わせ先

(一社) 北谷町観光協会 電話番号: 098-926-5678

事業種別 安全を守るための取り組み

※事業種別取り組みに関しては、随時事業種目を増やしていき、共通 ガイドラインと併せて取り組み強化の指針とする

安全を守るための取り組み(外食業)

【お客様への安全】

- ★店舗入口および店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示する。
- ★店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、各人が最低1メートル以上の 間隔を空けるように誘導する。または床に間隔を示すテープを貼るなど工夫する。
- ★少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障がい者等対面を希望する場合 は可能としてもよいが、他グループとの相席は避ける。

【テイクアウトサービス】

- ★テイクアウトを実施している店舗では、お客様の店内滞留時間を短くするために、 事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入する。
- ★テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別し、なるべく接触を避けるように工夫する。
- ★食中毒等防止のため、料理は早めに消費するよう口頭もしくは注意書きを添えて お客様に注意を促す(特に気温の高い時期)。

安全を守るための取り組み(外食業)

【デリバリーサービス】

- ★デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないように、可能であればデリバリー 専用カウンターを設け、両者の動線が重ならないように工夫する。
- ★料理の受け渡しは必ず手指を消毒してから行う。
- ★代金が支払い済(オンライン決済)で注文者が希望する場合は、注文者が指定した 所に料理を置くなど、非接触の受け渡しを置くなど取り組む。
- ★配達員も店舗従業員と同様の健康管理、手洗い等の衛生管理を実践し、マスクを 着用する。
- ★配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう紙袋等に入れ、配達に使用する 運搬ボックス等は使用の都度消毒する。

安全を守るための取り組み(小売業)

【お客様への安全】

- ★店内での滞在に際し、お客様へ掲示・アナウンスなどの実施などにより、可能な 範囲での対人距離の確保を促す。
- ★レジ前や入店前など店舗内外でお客様が列に並ぶ際には、床に目印をつけたり、 掲示・アナウンスなどで対人距離の確保を促す。
- ★サッカー台(会計後に袋詰めをする台)でのお客様による袋詰め作業において、 掲示・アナウンスの実施などにより、対人距離の確保を促す。必要に応じて、 サッカー台を追加してスペースを確保する。
- ★従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防のためにマスクやフェイスシールドなどの着用等による必要な感染予防の取り組みを行う。

安全を守るための取り組み(小売業)

【店内環境】

- ★買い物カゴ、買い物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、お客様や従業員が 手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を実施する。
- ★換気設備を適切に運転・管理することや、窓やドアを定期的に開放することにより、室内の換気に努める。
- ★惣菜・ベーカリーなど、顧客が自ら取り分ける販売方法については、可能な限り パック・袋詰め販売に変更する。
- ★食料品の試食販売を中止する。
- ★混雑につながるような販売促進策を自粛する(店内イベント販売など)
- ★混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかける。
- ★1グループ1人または少人数での入店を呼びかける。
- ★必要に応じ、高齢者・障がい者・妊婦等の優先時間帯の設定を検討する。
- ★必要に応じ喫煙室の利用を制限する。

安全を守るための取り組み(小売業)

【店内環境】

- ★イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じて利用を制限する呼びかけを行う。
- ★必要に応じ喫煙室の利用を制限する。

【理解促進】

- ★マイバッグへの袋詰めは、できるだけお客様自身で実施してもらう。
- ★買い物への外出時や帰宅時に、マイバッグの洗浄や消毒をしてもらう。
- ★店舗において、一時的に品薄商品や陳列棚における欠品が生じる可能性があること や、必要に応じて点数制限による販売が行われることをお客様に知らせる。

【その他】

★現金を数える際に、指をなめるなどの感染懸念行為を行わない。

安全を守るための取り組み(理美容業)

【お客様の安全】

- ★感染防止のため、店内が密にならないように来店者数の調整(予約時間の調整など)および美容椅子の間隔に配慮する。お客様が待合室を使用しないようにする。
- ★施術に影響しない範囲で、お客様にもマスクの着用を促す。
- ★従業員は常にマスクを着用する。特に、シャンプー、化粧、まつ毛エクステンション等の顔面作業時およびネイルの施術時には必ず着用すること。必要最小限の会話に留めることに努める。
- ★必要に応じて、目の粘膜からの感染を防止するために目を覆うことができる物 (フェイスシールド、ゴーグルなど)を着用すること。
- ★従業員は常に爪を短く切り、お客様一人ごとの作業前および作業後や会計後等の こまめな手指消毒または石けんと流水による手洗いの徹底を図る。

安全を守るための取り組み(理美容業)

【用具等】

- ★タオル、ケープの交換や、施設内および皮膚に接する器具の消毒をその都度実施する。「理容所及び美容所における衛生管理要領について(昭和 56年 6月 1日環指第 95号厚生省環境衛生局長通知)」の規定に基づいて行う。
- ★共用物品は最小限とする。
- ★従業員や顧客が共用する物品や高頻度接触箇所(受付テーブル、美容椅子、ドライヤーなどの美容器具、美容用剤、シャワーヘッドなど)は随時清拭消毒を行う。

【その他】

- ★高齢者や持病のあるお客様については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービスを提供する際は、予約時または来店時により慎重に体調や体温等について伺い、場合によっては来店日を変更してもらう。
- ★万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、顧客 名簿は3週間以上適正に管理する。

安全を守るための取り組み(エステティック)

【お客様の安全】

- ★お客様同士が近距離にならないよう予約を調整し、接客も最少人数のスタッフに より対応する。
- ★お客様の肌に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用することから、できる限り使い捨てのものに変更する、あるいは消毒を徹底する。用具等を片付ける際には、施術の合間であっても手袋を装着し、外した後も手洗い・手指衛生を行う。
- ★飛沫感染を予防するため、お客様にも可能な限りマスクの着用を促し、スタッフ はマスクに加え眼鏡・ゴーグル・フェイスシールドなどの器具を着用する。
- ★トリートメント後は手洗いを行うことが重要だが、施術内容によっては手袋など の装着も検討する。
- ★お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時などは来店を遠慮していただくことなどを、HP、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけて、注意の徹底を図る。

安全を守るための取り組み(エステティック)

【用具等】

- ★エステベッド、施術者用椅子、ワゴン、エステ機器等は、使用都度消毒する。
- ★ペーバーブラ、ペーパーショーツ、ペーパースリッパは全て使い捨てとする。
- ★ハンドドライヤーの使用は中止する。
- ★お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、 素材に合わせた消毒法でお客様ごとに消毒済の物と交換を行う。
- ★化粧品はお客様ごとに消毒済みのスパチュラ等を使用し、消毒済みのシャーレに 取り使用する。2度づけは行わない。
- ★まくら当て、シーツには極力使い捨ての紙製品を使用し、お客様ごとにこれを取り替えること。
- ★お客様(コース契約者)への感染拡大防止期間中の対処について、予めサロンで 方針を決めて対応する。

安全を守るための取り組み(オフィス)

【従業員の安全】

- ★テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差出勤、ローテーション 勤務(就業日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など 様々な勤務形態の検討を行い、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和等 を図るとともに、従業員の安全・安心な勤務状況の確保に努める。
- ★飛沫感染防止のために、座席配置などは間隔を取って配置する。仕切りのない 対面の座席配置はできるだけ避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする など工夫する。
- ★外勤時や出張時には、面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録に残す。
- ★会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ★対面の社外会議やイベントなどについては、参加の必要性をよく検討したうえで 参加する場合は、最少人数とし、マスクを着用する。

安全を守るための取り組み(オフィス)

【従業員の安全】

- ★テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、 労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ★取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含めて検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める
- ★名刺交換はオンラインで行うことも検討する。